

低所得者の保険料軽減強化について

1. 概要

低所得者の保険料軽減については2015年4月から第1段階を対象に一部実施していますが、2019年10月の消費税率10%引き上げに合わせ、第1段階～第3段階を対象に軽減を強化します。

2. 軽減強化後の割合

軽減強化後の割合は上限が国から示され、本市は最大限の軽減を行う予定です。2019年度は10月から半年分、2020年度は通年で割合を設定します。

3. 軽減強化後の保険料額

保険料段階	2018年度		2019年度(予定)		2020年度(予定)	
	割合 (軽減割合)	保険料	割合 (軽減割合)	保険料	割合 (軽減割合)	保険料
第1段階	0.35 (△0.05)	26,700円	0.275 (△0.125)	21,000円	0.2 (△0.2)	15,300円
第2段階	0.65	49,600円	0.525 (△0.125)	40,100円	0.4 (△0.25)	30,500円
第3段階	0.7	53,400円	0.675 (△0.025)	51,500円	0.65 (△0.05)	49,600円